

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 8 月 7 日

【会社名】 大和ハウス工業株式会社

【英訳名】 DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芳井 敬一

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 大阪 06(6225)7804

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 IR室長 山田 裕次

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号

【電話番号】 東京 03(5214)2115

【事務連絡者氏名】 東京本社経理部長 成宮 浩司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 223,937,051円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 大和ハウス工業株式会社 東京本社
(東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号)
大和ハウス工業株式会社 南関東支社
(横浜市西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号)
大和ハウス工業株式会社 中部支社
(名古屋市中村区平池町四丁目60番地 9)
大和ハウス工業株式会社 神戸支店
(神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番22号)
大和ハウス工業株式会社 東関東支社
(千葉県船橋市葛飾町二丁目406番)
大和ハウス工業株式会社 北関東支社
(埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月7日付で臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年7月13日付で提出した有価証券届出書の記載内容について、当該臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類及び参照書類の補完情報を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、2023年8月7日付で事業年度 第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の連結業績を公表いたしましたので、当該第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の連結業績の概要を添付書類に追加いたします。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

第85期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日(2023年7月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日(2023年7月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年7月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年7月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年8月7日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。